

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

令和二年六月八日

○第二百一回 参議院会議録第二十三号

令和二年六月八日(月曜日)

午後三時六分開議

○議事日程 第二十三号

令和二年六月八日

午後三時開議

第一 国務大臣の演説に関する件

第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 公益通報者保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(山東昭子君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

財務大臣から財政について発言を求められております。これより発言を許します。麻生太郎財務大臣。

(国務大臣麻生太郎君登壇、拍手)

○国務大臣 麻生太郎君 今般、新型コロナウイルス感染症に対応し必要な財政措置を講ずるため、令和二年度第二次補正予算案を提出することといたしております。その御審議をお願いするに当たり、第二次補正予算の概要について御説明を申し上げます。

令和二年六月八日 参議院会議録第二十三号

国務大臣の演説に関する件

新型コロナウイルス感染症は、内外経済に甚大な影響をもたらしております。今後とも、感染拡大の防止の取組を進めつつ、社会経済の活動のレベルを引き上げていくとともに、完全な日常を取り戻すまでには時間を要することが想定をされております。

こうした中、引き続き、困難な状況にある国民、事業者の方々をしつかりと支え、雇用、事業、生活を守り抜くとともに、次なる流行のおそれに万全の備えを固めていかなければなりません。このような考えに基づき、令和二年度第一次補正予算を強化するため、財政支出約七十三兆円、事業規模約百七十七兆円の令和二年度第二次補正予算を編成いたしております。

主な対応策として、第一に、雇用調整助成金の拡充等と家賃支援給付金の創設により、人件費と家賃という固定費への支援を抜本的に強化をいたします。第二に、実質無利子、無担保融資等の大幅拡充に加え、資本性資金の供給等を行い、企業等の資金繰り対応に万全を期します。第三に、地方自治体向けに、医療、介護等の交付金と臨時交付金を追加することにより、その取組を国として全力で支援をいたします。第四に、今後の長期戦を見据え、状況の変化に応じた臨機応変な対応ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策準備費を更に積み増し、今後の対応に万全を期することといたします。

次に、令和二年度第二次補正予算の概要について申し上げます。

一般会計につきましては、総額約三十一兆九千九百億円の出追加を行うことといたしております。その内容としては、新型コロナウイルス感染症対策経費として、雇用調整助成金の拡充等に係る経費に約四千五百億円、資金繰り対応の強化に係る経費に約一兆六千四百億円、家賃支援給付金の創設に係る経費に二兆二百億円、医療提供体制等の強化に係る経費に約二兆九千九百億円、その他の支援に係る経費に約四兆七千億円、新型コロナウイルス感染症対策準備費を十兆円計上するとともに、国債整理基金特別会計への繰入れとして約一千億円を計上いたしております。

その財源面につきましては、歳出につきましては、議員歳費を約二十億円減額いたしております。また、歳入において、建設公債を約九兆三千億円、特例公債を約二十二兆六千六百億円発行することといたしております。

令和二年度一般会計第二次補正後予算の総額は、一般会計第一次補正後予算に対して歳入歳出共に約三十一兆九千九百億円増加し、約百六十兆二千六百億円となります。

また、特別会計予算等につきましても、所要の補正を行っております。

財政投融資計画につきましては、実質無利子、無担保融資等の大幅拡充に加え、資本性資金の供給等を行い、企業等の資金繰りに対応し万全を期するため、約三十九兆四千三百億円を追加をいたしております。

なお、新型コロナウイルス感染症対策準備費の十兆円の追加につきましては、まず、第二波、第三波が襲来し、事態が大幅に深刻した場合には、少なくとも五兆円程度の予算が必要となると考えているところであります。その内訳につきましては

は、ある程度の幅を持つて見る必要はありますが、第一に、雇用調整助成金などの雇用維持や生活支援の観点から一兆円程度、第二に、持続化給付金や家賃支援給付金など事業継続の観点から二兆円程度、第三に、地方自治体向けの医療、介護等の交付金など医療提供体制等の強化の観点から二兆円程度が必要になるのではないかと考えております。

今後の長期戦の中では、事態がどのように進展するかにつきましては予見し難いところが大きいと考えております。このため、どのような事態が起こったとしても迅速かつ十分に対応できるよう万全を期するため、更に五兆円程度の予備費を確保することとしたものであります。

この予備費の使用につきましては、適時適切に国会に御報告をいたします。

以上、令和二年度第二次補正予算の概要について御説明申し上げます。

何とぞ御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(山東昭子君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。有田芳生さん。

(有田芳生君登壇、拍手)

○有田芳生君 立憲民主党の有田芳生です。

私は、立憲・国民・新緑風会・社民の共同会派を代表して、総理以下関係閣僚に質問いたします。

まず、新型コロナ問題です。

五月四日の未明、東京の繁華街の路上で女性が倒れているのが発見されました。母親に幼い頃から虐待され、十一、十二歳から売春を強いられ、暴力団員から薬物を勧められて逮捕されるなど、過酷な経験をした二十五歳でした。母親の暴力が

を内容とする危機対応融資の拡充や、医療報酬の一部概算前払を行うこととしています。

雇用の維持や事業の継続についてお尋ねがありました。

新型コロナウイルス感染症の影響により経済も大きな影響を受けており、事業者の皆様経営にも大きな打撃となっています。こうした中であつて、政治に課された最大の使命は、何とか事業を継続していただき、またしっかりと雇用を守っていくことであると考えております。

雇用調整助成金については、六月五日現在で約六万件について支給を決定しております。一刻も早く雇用調整助成金を届けるために、手続の簡素化、支給の迅速化に努めており、申請から支給までの期間を二週間とすることを目指してまいります。

なお、雇用調整助成金の支給に当たっては、通常は実際に休業手当が支払われているか否かの確認を求めています。今回は、賃金締切日以降、休業手当に係る書類など必要書類が確定していれば、支払前であっても支給申請をすることができるとしております。

持元化給付金については、給付額の確認書類を二種類に絞る、オンライン申請とするといった対応により、スタートから一か月で百万件以上の中小企業、個人事業主の皆さんに、合わせて一兆四千億円を超える現金をお届けしています。多くの事業者の皆さんが明日の支払にも苦しんでおられる中で、一日も早く現金をお手元にお届けすることが大切であり、引き続き、何よりもスピード感が重要であると考えています。

今般創設する家賃支援給付金は、五月に緊急事態宣言が延長されたことなどを踏まえ、売上げの更なる急減に直面する事業者の皆さんに対してより一層の下支えを行うため、最大六百万円を給付

するものです。極めて厳しい経営状況にある事業者の皆さんに対して一刻も早く給付金を届けるため、第二次補正予算が成立次第、迅速に手続を進めてまいります。

住まいの確保については、感染拡大の影響による収入減少等に見舞われている方々の住まいへの不安を速やかに解消していかねばならないと考えており、このため、これまでに、住宅ローンの返済猶予などの条件変更迅速かつ柔軟に対応するよう金融機関に要請を行うこと、住まいに不安を抱く方々に公営住宅を提供するよう地方公共団体に要請を行うこと、離職や廃業、休業等により住居を失うおそれがある方等に対して、住居確保給付金により、安定した住まいの確保を行うことといった様々な支援を講じているところです。

生活保護制度については、現下の状況を踏まえた運用の弾力化等により、速やかな保護決定を促しています。また、受給者の住居を確保するため、家賃の代理納付の推進、低額所得者等の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報提供についての地方公共団体への要請のほか、アパート等への入居、定着の支援を進めてまいります。

第二次補正予算においても住まいの確保に關して必要な予算を計上しているところであり、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、住まいに不安を抱く方々の居住の安定に向け、万全を期してまいります。

教員の増員についてお尋ねがありました。学校が再開しつつある現状において、まず取り組むべきことは、感染症対策と子供たちの健やかな学びを両立し、あらゆる手段を尽くして、子供たちを誰一人取り残すことなく、その学びを保障していくことです。

このため、政府としては、今般の第二次補正予算において、教員に加え学習指導員やスクールサ

ポートスタッフを計八万五千人、追加で配置するとともに、さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要に応じて増員することとしています。引き続き、各学校における感染症対策や学習支援、心のケアなど、子供たちへのきめ細かな支援をしっかりと行えるよう、全力で取り組んでまいります。

い生活様式をどう定着させていくか、傷んでしまった国民の暮らしや経済をどう支え、立て直していくか。国民民主党は、国民一人一律十百万円の追加給付と消費税率を一〇から五％に引き下げの減税を一年間の時限措置として行うことを提案しています。また、これから起こり得る感染第二波、第三波に備えて医療提供体制を整えるとともに、厳しい経営状況に追い込まれている歯科も含む全ての病院、医療従事者に対する支援の拡充を求めています。国民の命と生活を守るために、第二次補正予算案の速やかな成立と執行が必要で

た。困難とも呼ぶべき現状において、人々の心を癒やし、勇気付ける文化や芸術の力が必要であり、困難にあつてもその灯は絶対に絶やしてはならないと考えます。

す。しかし、これまでの政府の対策には様々な問題や疑念が生じており、早急に改善する必要があります。

このため、政府としては、持続化給付金、雇用調整助成金や、文化イベント中止の際のチケット代の税制特例、税や社会保険料の猶予など、あらゆる手段で文化事業の継続と雇用の維持を図ってきたところです。

第一次補正予算では、新型コロナウイルスの感染収束を見据えた需要喚起策として「ツ・キャンペン」事業が一兆六千七百九十四億円計上されました。観光、飲食、イベント等に対するクーポンやポイントの付与が主な内容となつていますが、先日その委託費の上限を事業全体の二割、約三千百億円に設定していることが分かりました。問題となつて持続化給付金事業の七百六十九億円の委託費を大きく上回る金額は問題だとする私たち野党の批判を受けてか、先週金曜日、政府は突然委託先の公募を中止いたしました。

さらに、今般の第二次補正予算では、文化芸術活動の再開に向けて、実演家や技術スタッフの方々と文化芸術団体に対し、その活動継続や技能向上に向けた積極的な取組や、収益力を強化するための取組等への支援を行うこととしています。

政府としては、こうした事業を通じて、必要な支援が速やかに行き渡るよう努め、文化や芸術を再び盛り上げてまいります。(拍手)

〇議長(山東昭子君) 徳永エリさん。

徳永エリ君登壇、拍手。

〇徳永エリ君 国民民主党の徳永エリです。

私は、立憲・国民、新緑風会・社民共同会派を代表して、令和二年度第二次補正予算案について質問いたします。

新型コロナウイルス、未知のウイルスとの闘いはいまだ先が見えません。感染防止のための新し

また、経産大臣、七月に開始予定の「ツ・キャンペン」が大幅に遅れかねないのに、突然公募を中止した理由は何ですか。何か不都合なことでもあるのでしょうか。また、今後、委託

先の適格性をどのように担保されるおつもりですか。

社会福祉協議会に緊急小口資金を借りに行ったら、教育支援資金の返済が終わっていないから貸せないと言われた。これまで私たち野党の指摘によつて、政府は要件の緩和や対象の拡大を行つてきました、そのことが周知徹底されていない一例です。

特別定額給付金の十万円はいつももらえるのか、私はオンラインで申請したのに、郵送で申請した友人の方が早く振り込まれた。特別定額給付金は五月中の支給を目指していたのではないですか。関東の主要三十四市区、約一千万世帯への調査では、僅か二・七％しか支給されていないというところが分かりました。遅れている理由について、総務大臣、お答えください。

また、持続化給付金、申請手続を行つて申請番号も送られてきているのに、一か月たつてもまだ入金の確認ができない、そんな声が私のところにたくさん届いています。持続化給付金は、六月一日までで百五十万件以上の申請に対し、百万件しか支給されていません。また、申請開始日に当たる五月一日の十八万件の申請に関してもまだ、まだ入金確認されていないというのはゆゆしき事態ではありませんか。一週間から二週間で手元に届くというあの説明はうそだったのでしょうか。資金繰りに苦労している事業者がどんな思いで入金を待っているか、総理、お分かりになりますか。御所見をお伺いいたします。

支給までに時間が掛かっている原因は何でしょうか。作業内容やプロセスが全く分かりません。遅くなればなるほど倒産や廃業が増えることになりかねません。何よりもスピードが必要です。必要な人に必要な支援を一日も早く届けるために、早急に作業を改善する必要があると考えますが、

経産大臣の御認識をお伺いいたします。

職業で差別することがあつてはならないという私たち野党の指摘により、性風俗産業で働く個人事業者も持続化給付金の支給対象となりました。そのことは評価しますが、性風俗産業を営む事業者は、今も支給対象から外されています。そこで働く個人事業者は、従業員として雇用されているのではなく、店から業務委託を受け働いているのです。店がなくなれば仕事もなくなるんです。たくさんシングルマザーも働いています。

また、全国のアパレルやホテル経営者の方々からも、融資も受けれない、助けてほしいと悲痛な声が届いています。旅館やホテルの少ない地方の町では、インバウンドなど観光客も宿泊施設として利用しています。東北では、震災復興のため、建設関係者などが定宿として利用しているんです。確定申告を行い納税義務を果たしている方々を職業で差別して国が支援をしないなどということはあってはならないことです。性風俗産業を営む事業者も持続化給付金の支給対象としてください。総理の御所見をお伺いいたします。

第一次補正予算の予備費を使うことで、共同会派が提案していた生活に困窮している学生への経済的支援について、学生支援緊急給付金が創設されたことは評価いたします。

しかし、要件が厳し過ぎます。多過ぎます。また、対象が狭く差別的で、学校教育法一条校ではない日本語教育機関は対象となつていないのに、朝鮮大学校は対象から外されています。なぜ外されているのか、総理、御説明ください。

また、文科省は支給対象者を四十三万人と予定していますが、これは日本語学校の留学生を含む学生全体の二割強にすぎず、アルバイトに頼らざるを得ない学生の実態を把握しているのか大変に

疑問です。四十三万人とした根拠について、文科大臣、御説明ください。

私費外国人留学生は、日本学生支援機構の二〇一七年度の調査によると、全体の七五・八％がアルバイトによつて学業を継続しています。対象にはなつていないものの、厳しい成績要件等が課されています。知らない異国でたった一人頑張つて学んでいる留学生、卒業後は日本で就職し、我が国にとつて貴重な人材として活躍してくれるかもしれない。総理、要件を緩和し、生活に困窮している全ての留学生を救ってください。

入管収容施設に収容されている外国人の方々が、狭い複数部屋で生活をしており、高い感染リスクにさらされています。収容者から不安の声が上がつています。施設における感染予防対策について、法務大臣にお伺いいたします。

また、コロナ禍において、入管当局は、リスクの低減のために、仮放免を柔軟に運用するべきと考えます。その際、帰住先のない外国人には、収容代替措置として居宅の提供、また、就労が禁止されているので、生活や医療を支援する措置が必要なのではないでしょうか。さらに、特別定額給付金の支給対象にするべきと考えますが、法務大臣、総務大臣にそれぞれお伺いいたします。

最後に、熱中症対策とコロナ禍における災害対策について質問します。

文科省調査の公立小中学校等の冷房設備設置状況によると、普通教室は七八・四％ですが、特別教室は五〇・五％、体育館は三・二％となつています。また、学校給食調理室は二割程度にとどまつていて、現場では、七月でも三十五度以上、湿度九〇％以上が確認されています。厚生労働省の大量調理施設衛生管理マニュアルでは、室温二十五度以下、湿度八〇％以下が望ましいとされており、現状は、給食の衛生管理、調理師さんや

養士さんの労働衛生環境上、改善が急がれます。

一学期の授業日の延長や夏休みの短縮を決めた学校がある中で、教室だけではなく、特別教室や給食調理室への冷房施設の導入を早く進めなければなりません。文科大臣の御所見をお伺いいたします。

先日、鹿児島県の十島村の中島で五十年に一度の大雨が降りました。我が国は、近年、毎年のように自然災害に見舞われ、甚大な被害がもたらされています。いつ発生するか分からない災害への備え、避難所における感染防止対策、けが人が出た場合の病院の受入れ体制など、多くの国民が不安を感じています。準備は進んでいるのでしょうか。

○議長(山東昭子君) 徳永さん、時間が超過しておりますので、簡単に願います。
○徳永エリ君(統) 防災対策について総理にお伺い、私の質問を終わります。

(拍手)
〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇、拍手〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 徳永エリ議員にお答えいたします。

ゴー・ツー・キャンペーン事業についてお尋ねがありました。

御指摘のゴー・ツー・キャンペーン事業は、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な影響を受けた観光、運輸業、飲食業、イベント、エンターテインメント事業を対象に消費喚起キャンペーンを実施するものです。

御指摘の委託費については、過去に実施したふつこう割などの消費喚起キャンペーンの際に実際に生じた費用を参考に計上したものであります。この金額は、あくまで上限であり、実際に要した費用以外が支払われることはもちろんありません。事業目的に照らした効果が最大限発揮され

るよう、それぞれの担当省庁において適切な執行に努めさせる考えです。

持続化給付金の対象についてお尋ねがありました。

御指摘の性風俗関連特殊営業等については、災害時の各種支援も含めて、過去の国などによる補助制度において対象としていなかったことなどから、今般の給付金においても対象から除外させていただいたところです。他方で、今回の持続化給

付金は中小企業のみならず、個人事業主やフリーランスの皆さんも対象としたところであり、必要とする皆さんにできる限り広く支援をお届けしていきたいと考えています。

学生支援緊急給付金についてお尋ねがありました。

今般新たに創設した学生支援緊急給付金については、朝鮮大学校を始めとする各種学校は対象としておりませんが、これは、本年四月からの高等教育の無償化や奨学金制度など、これまでの制度と同様の取扱いを継続したものです。

また、この給付金は、一歩身近で学生を見ている大学等が必要に応じて支給の可否を総合的に判断することとしています。このため、成績要件を満たさない留学生であっても、大学等が必要であると判断した場合には、給付金を支給することが可能な仕組みとなっています。

自然災害への対応についてお尋ねがありました。

大雨など大規模な自然災害が発生し、避難を要する場合、現下の状況においては、御指摘のとおり、避難所における三つの密の回避など、新型コロナウイルス感染症の感染防止に十分留意する必要があります。

そこで、政府においては、地方自治体に対し、ホテルや旅館の活用等も含めた可能な限り多くの

令和二年六月八日 参議院会議録第二十三号

国務大臣の演説に関する件

避難所の開設、発熱、せき等の症状が出た方々のための専用スペースの確保等について必要な要請等を行っているところです。また、今般の第二次補正予算において、衛生用品やパテーシオンなどの感染症対策に必要な物資の備蓄に要する費用を盛り込んでいます。加えて、災害時に二十四時間緊急対応し、傷病者の受入れ等を行う災害拠点病院の整備を全国で進めており、災害時の医療の受入れ体制をしっかりと整えております。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえつつ、自然災害に備え、自治体とも連携しながら対応に万全を期してまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣堀山弘志君登壇、拍手)

○国務大臣(堀山弘志君 徳永エリ議員からの御質問にお答えをいたします。

ゴー・ツー・キャンペーン事業についてのお尋ねがありました。

同事業の事務局の公募については、事務局を一つにすることで、広報を始め申請、審査、精算機能などの各キャンペーンに共通する機能を一体的に執行できるメリットがある一方、観光、飲食、イベントという各性質の異なる事業を統括する事務局の構造が複雑になってしまいう可能性があると

いった課題が当初よりありました。昨今の国会や国民の皆様は御指摘を踏まえ、より事務局の構造を簡素にする必要があるとの判断に至り、一旦、現在の一括による公募を止めることといたしました。

今後、それぞれの事業を所管する省庁において、より効率的かつ効果的な執行の在り方や公募方法を検討し、各事業分野に適した執行団体を選定することにより、委託先の適格性も含め事業の適正な実施を図ってまいります。

持続化給付金の給付に要する時間と業務改善についてお尋ねがございました。

持続化給付金は、申請内容に不備や疑義がなければ、おおむね二週間程度で振り込みを行っております。他方、これまでの申請において、申請内容と証拠書類の記載内容が異なるなど、何らかの不備や確認が必要な項目が一定程度存在していることから、それらの調整のために給付の順番が前後したり、給付に時間を要する場合があります。

申請をいただいた方に一日でも早く給付できるよう、これまでも、例えば、申請開始当初から現在までに事務局の審査体制を二倍程度に増強するとともにコールセンターを拡充し、全国五百か所の申請サポート窓口のほか、今後、全国二千二百か所の商工会、商工会議所に電子申請の支援体制を整備するなど、業務改善に努めてまいります。

引き続き、事業者の皆様に対してこうした制度について丁寧な周知に努めつつ、改善も図りつつ、可能な限り速やかな給付に全力で取り組んでまいります。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇、拍手)

○国務大臣(高市早苗君 徳永エリ議員からは、まず、特別定額給付金の給付についてお尋ねがございました。

特別定額給付金については、一日でも早く住民の皆様のお手元に届けられるよう、実施に当たる市区町村や関係機関の方々と協力して取り組んでまいりました。五月中に九九・九％の団体で給付が始まっています。また、五日前の六月三日時点で全世帯の五分の一を超える約二一％の世帯について給付済みでございます。

前回の平成二十年度の定額給付金の際と共通する郵送申請と比較いたしますと、今回は、国の補正予算成立から約一か月の時点で当時の補正予算成立から三か月が経過した時点の給付開始団体の

割合を超えており、相当の早期化が図られたものと、市区町村職員の皆様の御尽力に深く感謝を申し上げております。

提出された申請書については、市区町村においてできる限り迅速な処理に努めていただいておりますが、記載内容に確認が必要な点があるような場合には一定の時間が必要となることもあると存じます。

また、オンライン申請につきましては、市区町村からの申請書の送達を待たずに受付を行うことができることから、早期の給付に寄与している一方で、自ら世帯員の氏名などを入力いただく必要がありまことから、郵送申請に比べて一定の確

認作業が必要となります。内閣府、総務省において、申請者の入力誤りを減らすための入力画面の改修などを実施しております。市区町村の事務負担の軽減と給付金の円滑、迅速な交付に尽力をしてまいります。

次に、帰住先のない仮放免中の外国人を特別定額給付金の支給対象とすべきではないかとお尋ねがございました。

特別定額給付金は、日本国内に在住する外国人を含め、基準日において住民基本台帳に記録されている者を給付対象としています。在留資格のない仮放免中の外国人につきましては、不法残留等の退去強制事由に該当したために退去強制手続の対象となった方々であり、帰住先の有無にかかわらず住民基本台帳に記録されておらず、給付対象者とはなりません。(拍手)

(国務大臣萩生田光一君登壇、拍手)

○国務大臣(萩生田光一君 徳永議員にお答えいたします。

まず、学生支援緊急給付金の支給対象者の数の根拠についてお尋ねがありました。

今回の緊急の支援は、家庭から自立してアルバ

持統化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月二十五日

参議院議長 山東 昭子殿 徳永 エリ

持統化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問主意書

政府は新型コロナウイルス感染症による影響を受けている事業者や個人事業主に対し、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持統化給付金の支給を決定し、既に令和二年五月からその支給を開始している。

しかしながら、ソープランド、デリヘル、テレクラといった風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業者は支給対象外となっており、職業差別的な運用が行われている。

右を踏まえて、以下質問する。

一 性風俗関連特殊営業を行う事業者を支給対象外とする理由について、政府は、「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られないのではないか」ということで、災害対応も含めてこれまで一貫して公的な金融支援や国の補助制度の対象外としてきたことを踏襲して、今回も対象外としている「旨」の答弁を一貫して行っている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による被害が誰の責任にも帰することができないという特殊性に鑑みれば、今回についても、過去と同様に、国民の

理解が得られないとの根拠は安易な印象論にすぎず、根拠が薄弱である。政府のいう社会通念上とは具体的にどのような考えなのか、また、国民の理解が得られないという点は、何を根拠にそう主張されるのか、その根拠を政府に伺う。

二 仮に、性風俗関連特殊営業を行う事業者が暴力団等の反社会勢力と結びついているから対象から外しているのだとすれば、それは安易な印象論に過ぎないと考えられ、そういった事業者は現実的にはかなり少数にとどまるのではないのか。この点に関し、統計的な事実があるのであれば、お示し願いたい。

三 性風俗関連特殊営業を行う事業者は、他の事業者と同様に等しく納税を行っている。その一方で、持統化給付金の対象から性風俗関連特殊営業を除外するという差別的な取扱いは、憲法第十四条に規定する法の下の平等に反するのではないかと思われるが、こうした疑念に対する政府の見解を伺う。

四 政府は、個人事業主として、性風俗関連特殊営業に従事する者は持統化給付金の対象とする一方で、それらを行う事業者は対象外としている。そうした非対称的な運用の妥当性や論拠について、政府の見解を伺う。

五 個人事業主として、性風俗関連特殊営業に従事する者とそれらを行う事業者の経済的な関係は運動しているものであり、現在の運用が続けば、働き先を失う者が多数発生する可能性も否定できない。ひとり親で子供を育てる必要に迫られ、やむを得ずに性風俗関連特殊営業で働き、生活の糧を得ている方もいると推察されるが、こうした方が働き先を失い、生活に困窮する事態につながる懸念があるのではないか。そうした懸念に対する政府の見解を伺う。

六 性風俗関連特殊営業を行う事業者は持統化給付金のみならず、固定資産税等の軽減措置や資金繰り支援等、政府が講じるあらゆる支援措置の対象外となっている。その理由が「社会通念上、公的資金による支援対象とすることに国民の理解が得られないのではないか」ということで、災害対応も含めてこれまで一貫して公的な金融支援や国の補助制度の対象外としてきたことを踏襲して、今回も対象外としている「旨」の一点張りでは、性風俗関連特殊営業を行う事業者から到底納得を得られないことは言うまでもなく、それこそ国民の理解も得られないと思われる。あくまでも、性風俗関連特殊営業を行う事業者をあらゆる支援の対象外とするというのであれば、改めて国民の意見を広く聴取する機会を設ける必要があると思うが、この点に関する政府の見解を伺う。

右質問する。

令和二年六月五日

内閣総理大臣 安倍 晋二

参議院議長 山東 昭子殿

参議院議員徳永エリ君提出持統化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員徳永エリ君提出持統化給付金等の支給対象から「性風俗関連特殊営業」を行う事業者が除外されていることに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「持統化給付金」について、「性風俗関

連特殊営業を行う事業者」は、これまで、基本的に、災害対応も含めた公的な金融支援及び国の補助制度の対象外としてきたことを踏まえ、その申請開始に当たって給付の対象外としたところである。

二から四までについて

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「性風俗関連特殊営業で働き、生活の糧を得ている方」等の実態は様々であると承知しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「改めて国民の意見を広く聴取する機会」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「性風俗関連特殊営業を行う事業者」を国の支援策の対象とすることについては、様々な御意見をいただいているところである。

地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年五月二十六日

参議院議長 山東 昭子殿

吉川 沙織

地方公共団体に対する計画等の策定の義務付けに関する質問主意書

地方公共団体の自治事務について国が法令で実施やその方法を縛る義務付け・枠付けは、第二次地方分権改革において見直しが進められてきた。